

水質汚濁防止法改正に伴う届出について

1 届出対象者

今回新たに法律の規制対象となった施設の設置者

- ・有害物質貯蔵指定施設の設置者
- ・有害物質使用特定施設を設置しており、公共用水域に水を排出していないため届出を行っていない事業者

平成 24 年 6 月 29 日までに設置にかかる届出（様式第 1）が必要です。

なお、すでに設置の届出を行っている既存の有害物質使用特定施設については、届出は不要です。

2 届出提出先及び問い合わせ先一覧

所管区域	問い合わせ先	所在地・電話番号
八幡平市、葛巻町、岩手町、雫石町、矢巾町、紫波町、滝沢村	盛岡広域振興局 保健福祉環境部環境衛生課	020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話 019-629-6583
奥州市、金ヶ崎町	県南広域振興局 保健福祉環境部環境衛生課	023-0053 奥州市水沢区大手町 5-5 電話 0197-22-2831
遠野市、西和賀町	県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	025-0075 花巻市花城町 1-41 電話 0198-22-2331
一関市、平泉町	県南広域振興局 一関保健福祉環境センター 環境衛生課	021-8503 一関市竹山町 7-5 電話 0191-26-1412
釜石市、大槌町	沿岸広域振興局 保健福祉環境部環境衛生課	026-0043 釜石市新町 6-50 電話 0193-25-2702
岩泉町、山田町、田野畑村	沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	027-0072 宮古市五月町 1-20 電話 0193-64-2213
大船渡市、陸前高田市、住田町	沿岸広域振興局 大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課	022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話 0192-27-9913
久慈市、洋野町、野田村、普代村	県北広域振興局 保健福祉環境部環境衛生課	028-8042 久慈市八日町 1-1 電話 0194-53-4987
二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	県北広域振興局 二戸保健福祉環境センター 環境衛生課	028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話 0195-23-9202
盛岡市	盛岡市環境部環境企画課	020-0886 盛岡市若園町 2-18 電話 019-651-4111
宮古市	宮古市市民生活部環境課	027-0081 宮古市新川町 2-1 電話 0193-62-2111
花巻市	花巻市生活福祉部生活環境課	025-0075 花巻市花城町 9-30 電話 0198-24-2111
北上市	北上市生活環境部生活環境課	024-0095 北上市芳町 1-1 電話 0197-64-2111

規制対象となる有害物質（全26項目：水質汚濁防止法施行令第二条より抜粋）

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名^ハラチン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名^メラチン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名^メル^メト）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二—ジクロロエタン
- 十四 一・一—ジクロロエチレン
- 十五 シス—一・二—ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一—トリクロロエタン
- 十七 一・一・二—トリクロロエタン
- 十八 一・三—ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名^チラム）
- 二十 ニ—クロロ—四・六—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（別名^シジン）
- 二十一 S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名^チベン^カル^バ）
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物